

障 第 5 0 1 号
令和 7 年 6 月 27 日

各医療機関の長 殿

山形県健康福祉部障がい福祉課長

診断書のオンライン登録に係るシステム環境整備事業に関する
意向調査について（照会）

本県の難病対策の推進につきましては、日ごろ御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

指定難病の診断書につきましては、令和 6 年 4 月 1 日より難病・小慢 DB を利用し、インターネット接続のパソコン端末より画面上で作成・登録することができるようとなりました。

県では、指定難病の指定医が勤務する医療機関において、診断書のオンライン登録を進めていただく場合、システム環境整備に係る経費の一部を補助することとしております。

つきましては、システム環境整備に係る意向調査を実施しますので、補助金の交付を希望される医療機関は、「医療機関オンライン化支援事業所要額調査票」（以下「調査票」）を提出してください。

なお、提出にあたっては、別紙（裏面）に留意してください。

【担当・送付先】

難病対策担当 本多

TEL:023-630-3296 FAX:023-630-2111

E-mail : yshogai@pref.yamagata.jp

1 補助金交付要件等

(1) 対象者

山形県が指定する指定難病の指定医（以下「指定医」）が勤務する医療機関

(2) 補助対象経費

指定医が勤務する医療機関で診断書のオンライン登録を行うために必要となる経費（院内システム改修、パソコン購入に係る経費等）

(3) 補助金額

基準額（10万円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方に2分の1を乗じて得た額。（1医療機関あたり上限5万円）※千円未満の端数切捨て

2 調査票について

(1) 調査票の取得

山形県ホームページからダウンロードしてください。

[トップページURL：<https://www.pref.yamagata.jp/>]

▶健康・福祉・子育て ▶医療 ▶感染症対策・難病支援 ▶難病支援

▶指定難病及び小児慢性特定疾病に係る診断書のオンライン登録について

(2) 提出期限

令和7年7月31日（木）

(3) 提出方法

照会文書の＜担当・送付先＞にメールまたはFAXでお送りください。

3 診断書のオンライン登録の詳細

上記ホームページに厚生労働省HPのURL及び厚生労働省から示されているFAQを掲載しています。

FAQに示されていない質問事項がある場合は、同ページに掲載している「お問い合わせシート」に質問事項を入力の上、照会文書の＜担当・送付先＞メールまたはFAXでお送りください。県で取りまとめの上、厚生労働省に照会します。

4 今後の流れ

(1) 内示

(2) 補助金交付申請（医療機関→県）※別途連絡します。

(3) 補助事業の実施（医療機関でのシステム整備）

(4) 補助事業実績報告（医療機関→県）

(5) 補助金の交付（県→医療機関）

5 留意事項

(1) 本照会はいくまで意向調査であり、補助金交付申請手続きではありません。

また、本照会に回答した場合でも、予算の都合等により補助を受けられない場合がございますので、予め御了承願います。

(2) 補助金交付申請より前に支出した費用は対象外です。